

## 令和4年度山口県公共事業評価委員会（第1回）審議概要

日時：令和4年8月2日（火） 9:30～  
場所：県庁4階 共用3号会議室（対面とWeb会議のハイブリッドにより実施）  
出席委員：進士委員長、塩田委員、古田委員、小谷委員、船橋委員（対面）  
有吉委員、関根委員、伊達委員、三輪委員、浦上委員（Web）

### 議事概要

#### ◆令和3年度 山口県公共事業評価委員会 個別事業に対する意見への対応について

##### ○河川事業

##### ＜意見内容＞

「河川事業とダム事業は連携して事業を進める必要がある。また、ダム事業は、多額の費用を要し、様々な目的のために実施されることを踏まえ、異常気象への備えや効率的な維持管理など、施設の効果的な運用について検討する必要がある。」

##### ＜対応＞

県)

配布資料(パワーポイント)により説明

委員)

事前放流について、運用上の問題はなかったのか。また、これまでに何回実施したのか。

県)

過去に5回実施しており、運用上の問題はない。

委員)

河川事業とダム事業の連携については、理解した。ダム抜きで河川改修のみを行う場合と、新規にダムを建設する場合とで、費用面で大きな差が生じるのではないかと、憂慮している。

委員)

それぞれに優劣があることを踏まえ、今後の事業を進めていただきたい。

#### ◆説明及び審議

##### ①平田川総合流域防災事業（番号2-9）山口県事業【再評価】

##### ＜事業説明及び審議＞

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

事業進捗率から事業が順調に進んでいると考えられるが、当初の予定より早く終わる可能性はあるのか。

県)

今後の予算状況等によるものであるため明確なことは言えないが、早期完成に努めていきたい。

委員)

一般資産被害軽減便益は増え、一方では公共土木施設等被害軽減便益は減ったことにより、B/Cが前回と同程度となっていると思われるが何故か。

県)

マニュアルの改定によるもので、一般資産被害軽減便益の被害率が変わっていることなどが

理由である。

委員)

公共土木施設等被害軽減便益が減る理由がわからない。

県)

国の統計データ等を基にマニュアルが変わったことによるものである。

委員)

浸水想定区域を示しているが、下流の施工済区間の浸水想定区域は解消しているのか。

県)

下流区間は施工済なので実際は解消している。

委員)

どこまで整備したら、どこが解消したのかわかるようにしたほうがよい。

県)

氾濫シミュレーションをその都度実施すると高額な費用となるため、予算の都合上、対応は非常に困難である。

委員)

シミュレーションに使用する機械も年々進化し、費用も安くなると思われるので今後に期待したい。

委員)

コスト縮減で周辺の公共事業と調整とあるが、どのような調整を行うのか。

県)

県の土木建築事務所が国や市などの関係機関と年1回の調整会議を設けており、当該年度の土砂の搬出予定、搬入予定などの情報を共有している。

委員)

代替案に「放水路」、「遊水地」等とあるが他の案もあるのか。

県)

放水路に類似した施設であるが「捷水路」がある。

## ②厚狭川広域河川改修事業（番号 2-11）山口県事業【再評価】

### <事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

この事業は残事業 B/C が 1.0 を超えているものの小さい。他の河川も同様に、今後事業を実施する上流区間は一般的に人口・資産が小さくなる。住民の方はおられるので何かしらの対策は必要だとは思うが、このような箇所の優先順位は相対的に低くなっても仕方がないと思う。この事業を完遂することにより美祢市の大きな浸水が解消されるのであれば継続して実施する意味はあると思うが、人口・資産の多い河川と同様のペースで事業を進めることは妥当とは言えないのではないか。

県)

一般的に下流部に比べて田舎となる上流部は、人口・資産等の状態から B/C の値が小さくなる傾向にある。しかし、浸水範囲は小さいものの守るべきものが存在する区間は、優先順位抜きに事業の必要性はあると考えている。また、優先順位は B/C だけの評価ではなく、近年の浸水被害の発生状況、計画規模、非出水期中の施工に限られるという河川内工事の特性、予算の状況等から総合的に考えている。

委員)

多くの判断材料により総合的に考えていることはわかるが、我々事業評価委員は事業の継続か中止かの判断を求められている立場であるので、県からの説明は各委員がそういう判断がで

きるような内容としていただきたい。

委員)

激特事業箇所とあるが、これらは当初より激特事業で整備することが計画されていたのか。

県)

激特事業は、大規模災害が発生した際に国庫補助金を投入して、河川改修事業を短期間を実施して治水安全度を向上させることを可能とするものである。よって、当初から計画していたものではなく、大災害を受けたのち、採択要件に合致した場合に活用できる制度である。県として、治水安全度の向上を図るべきと考えていたところである。

委員)

それならば激特事業といった事業を利用することにより、整備が早く進み、県の負担も小さくなるのか。

県)

県の単独費だけでなくいろいろな補助事業を活用しながら河川の整備を進めていきたいと考えている。ここは激特事業の要件に合致したため、その制度を活用したものである。

委員)

ぜひいろいろ活用していただきたい。

委員)

平成 22 年の桜川沿川の被害について、本川と桜川の関係はどうなっていたのか。

県)

厚狭川本川から溢れた水が厚狭駅周辺を流下して桜川周辺に達したものもあるほか、桜川からもあふれている。なお、激特事業の範囲は整備が完了している。

委員)

バックウォーター現象が起きていたという理解でよいか。

県)

本川からのバックウォーターの影響により桜川から溢れたものもある。

委員)

激特事業が完了し、どの程度浸水想定地域のリスクが減少したのかなどの効果を説明していただけるとよい。

### ③麦川川広域河川改修事業（番号 2-12）山口県事業【再評価】

#### <事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

写真では 3 面張河道となっているように見受けられ、標準断面図と構造が異なるが何故か。

県)

写真の箇所は河道が狭いため、右岸の護岸の整備を行うにあたり基礎部にコンクリートを張らざるを得なかった。他の区間は標準断面図と同様である。

委員)

写真では兩岸の護岸高が異なり、浸水が懸念される右岸側の護岸が低いようである。また、改修後の河道があまり広がっていないように見受けられるが、この程度で浸水が解消されるのか。

県)

左岸は道路の影響により整備前から護岸が高い。また、麦川川は兩岸に資産があるため、大きく河道拡幅することが困難であった。一方、河床を掘り下げることが可能であったため、これにより洪水を安全に流下できるようにしている。

委員)

保育園や小学校への通園・通学路と考えられる河川沿いの道路は、河川との境界部にガードレールしかない様に見える。転落防止のための安全対策は十分なのか。

県)

歩道が河川とは反対側の道路際に設置されており、転落防止の観点で言えば通園・通学路の安全は確保されている。

委員)

人口も大きく減少しており、将来、小学校等の閉校なども懸念される。事業を早く進めて効果を発揮して欲しい。

#### ④真菰川広域河川改修事業（番号 2-13）山口県事業【再評価】

##### ＜事業説明及び審議＞

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

人口は微減であるが、世帯数が増えているという事象はどういう理由か。

また、資産の計上にあたって空き家はどうか扱っているか。

県)

人口や世帯の増減についてその理由ははっきりわからないが、当該地域には新興住宅地があり、それにより世帯数は増えていると考えられる。一方、家族の構成人数が過去よりも減っている等の理由から人口は減となっているものと推測される。

また、空き家は統計データより資産の計上対象から除外している。

委員)

下関市内にバイパスが通って以降、通勤が便利になったこと等により、近年では菊川付近の安い土地を求めて、家屋が多く建てられている印象がある。

委員)

インフレ等に伴う事業費の上昇をどう考えているか。

また、物価や人件費の高騰により、予定価格が実勢価格より低めになっていることを懸念しているが、どう考えているか。

その他、建設業者の体力がなくなっていく一方で、今後は事業展開が難しくなっていくと考えられるが、県はどうか対応しているか。

県)

将来予測までは加味できているとは言えない。発注に際しては、労務費や材料費等の変動に対し、適宜、単価の更新を行って対応している。これにより予定価格も変動するので、実勢価格より低めになっていることは無いと考えている。また、労務費や材料費の上昇等により、事業費が計画を超過することがあれば、審議に諮りたい。

そして、建設業者への対応として、担い手確保のための対策として ICT の活用による生産性の向上を進めるなど各種対策のほか、公共工事の発注にあたっては、落札額だけでなく企業や配置技術者の技術力等を評価して落札者を決定する総合評価制度を採用するなど、様々な取り組みを進めている。

委員)

木屋川が増水した時、真菰川に逆流することはないのか。

県)

木屋川との合流点には、水門を設置することとなっているため、逆流はないと考えている。

委員)

平成 22 年 7 月の災害時には真菰川の越水によりこれだけの浸水が起こったのか。

県)

真菰川の自己流が越水し浸水した。

委員)

それであれば、真菰川の堤防をかさ上げするなどすれば浸水を防ぐことができるということか。

県)

そのとおりである。